

JCTEA妨害評価試験確認業務の概要

(2017年12月版)

1. 「有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令」における妨害規定
2. 妨害評価試験確認業務(1)、(2)
3. 放送への妨害評価試験基本系統図(同等の試験設備)
4. 放送への妨害評価試験項目(STD-016-4.0による)
5. 有線一般放送設備と同等の試験設備を用いた有線一般放送への影響評価の手続

1. 「有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令」における妨害規定

◆ 「有線放送設備から漏えいする電波による妨害」と「有線放送設備内で生ずる電磁波の妨害」は、以下の様に省令で定められています。

1) 有線放送設備から漏えいする電波による妨害

- ・ 有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令 第二章 有線放送設備の技術基準
第一節 通則 第8条（漏えい電界強度の許容値）

有線放送設備から漏えいする電波の電界強度は、当該有線放送設備から3mの距離において0.05mV/m 以下（34dB μ V/m以下）でなければならない。

2) 有線放送設備内で生ずる電磁波の妨害

- ・ 有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令 第三章 雑則（使用する電磁波の条件）

第20条： 有線テレビジョン放送等以外の用途に使用する電磁波の周波数、レベル及び周波数帯域幅は、当該電磁波が当該電磁波を使用する有線放送施設で行われる他の有線一般放送の受信に障害を与えないものでなければならない。

第20条2： 有線テレビジョン放送等以外の用途に使用する電磁波の周波数、レベル及び周波数帯域幅は、前項の規定によるほか、総務大臣が別に告示する（告示第315号）技術的条件に基づき、受信者端子において当該電磁波が、当該電磁波を使用する有線一般放送設備で行われる有線テレビジョン放送等の受信に検知される影響を与えないものでなければならない。

2.妨害評価試験確認業務(1)

妨害評価試験確認業務は、ベンダ(メーカ)で実施した、有線放送設備から漏えいする電波による妨害確認及び、有線テレビジョン放送等以外のシステム機器の信号(他の電磁波)が、有線一般放送の受信に妨害を与えないことを確認した評価試験の適正性を確認し、適正性が確認されたシステム機器に対し、妨害評価試験確認報告書を発行する業務です。

1) 適用範囲

(1) V-ONU/R-ONU等

(2) 有線テレビジョン放送等以外のシステム

(例：ケーブルモデム、モデム内蔵STB、告知システム、VODシステム、監視システム、光波長多重伝送システム等)

2005年11月以前の技術資料G-・・・は、
取り直しが必要です。

2) 妨害評価試験：ベンダ(メーカ)が実施

(1) V-ONU/R-ONU漏えい電界評価試験：漏えい電界強度(品質技術基準省令第8条)

(公的認証サイトでの測定が望ましい)

- ・ 試験方法：STD-015「光システム性能測定法」
- ・ 試験施設：STD-017「有線テレビジョン放送施設と同等の試験施設」

(2) 放送への妨害評価試験：スプリアスその他の干渉(品質技術基準省令第20条、告示315号)

- ・ 試験方法：STD-016「放送への妨害測定法」
- ・ 試験施設：STD-017「有線テレビジョン放送施設と同等の試験施設」

2.妨害評価試験確認業務(2)

1) 妨害評価試験確認の申込みから適正性の確認まで

(1) 申込み

- ・所定の申込み用紙による（技術協会のホームページよりダウンロード）

(2) 妨害評価試験

- ・ベンダ（メーカ工場）などで試験（必要により立会）

(3) 試験結果データ及び報告書の提出

- ・試験対象機器に対応した所定の書式で提出（技術協会のホームページよりダウンロード）

(4) 確認会議（試験計画時に事務局に日程確認のこと）

- ・専門家による試験の適正性の確認をする（原則、申請者も同席）

2) 妨害評価試験確認報告書（確認報告書）発行

- ・確認会議で適正性が確認されたものについて「確認報告書」を印刷発行

＜確認報告書には、評価試験結果報告と運用レベルマージン（システム運用条件総括表）を記載＞

＜有線テレビジョン放送事業者は、システム運用条件総括表の数値の範囲内で運用する＞

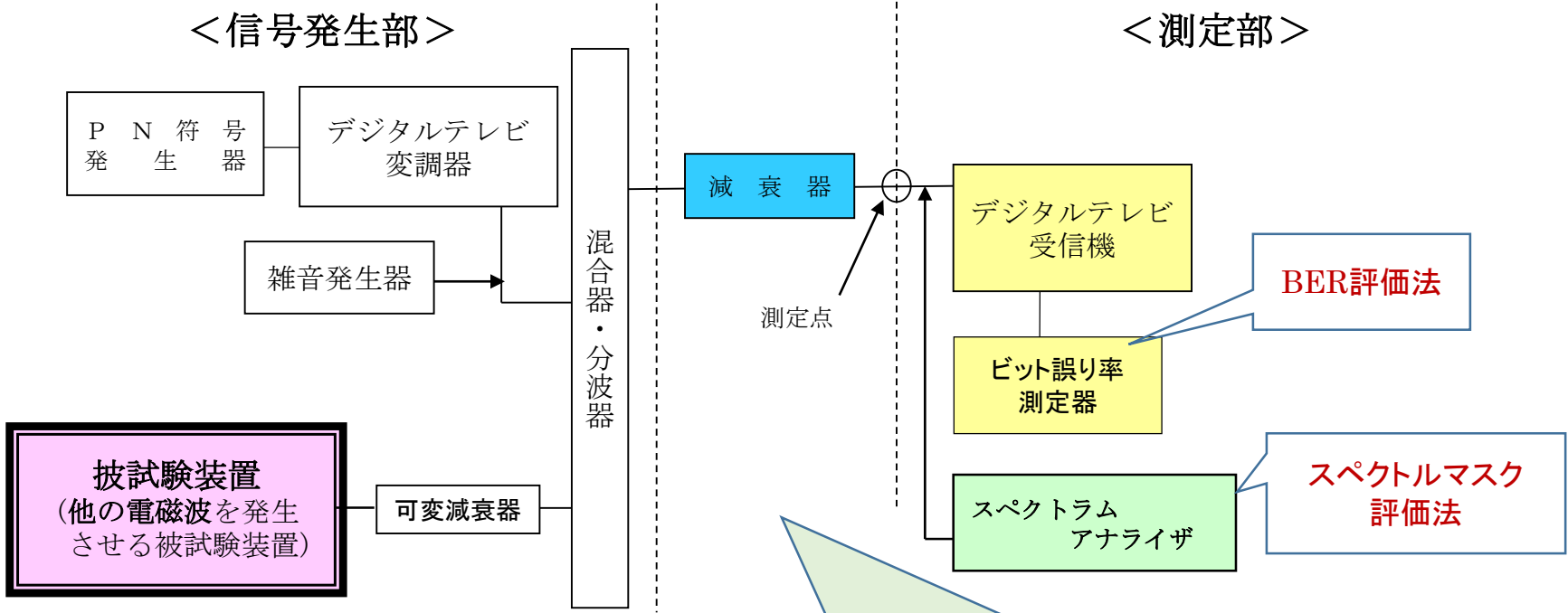
3) システム運用条件報告書（有線テレビジョン放送事業者が作成）

- ・有線テレビジョン放送事業者は放送への妨害が無いことを示す

＜「システム運用条件報告書」を作成、総合通信局へ提出する⇒申請業務や検査業務の簡素化＞

3.放送への妨害評価試験基本系統図(同等の試験設備)

● 告示第315号では、有線テレビジョン放送施設または同等の試験施設で試験することと規定



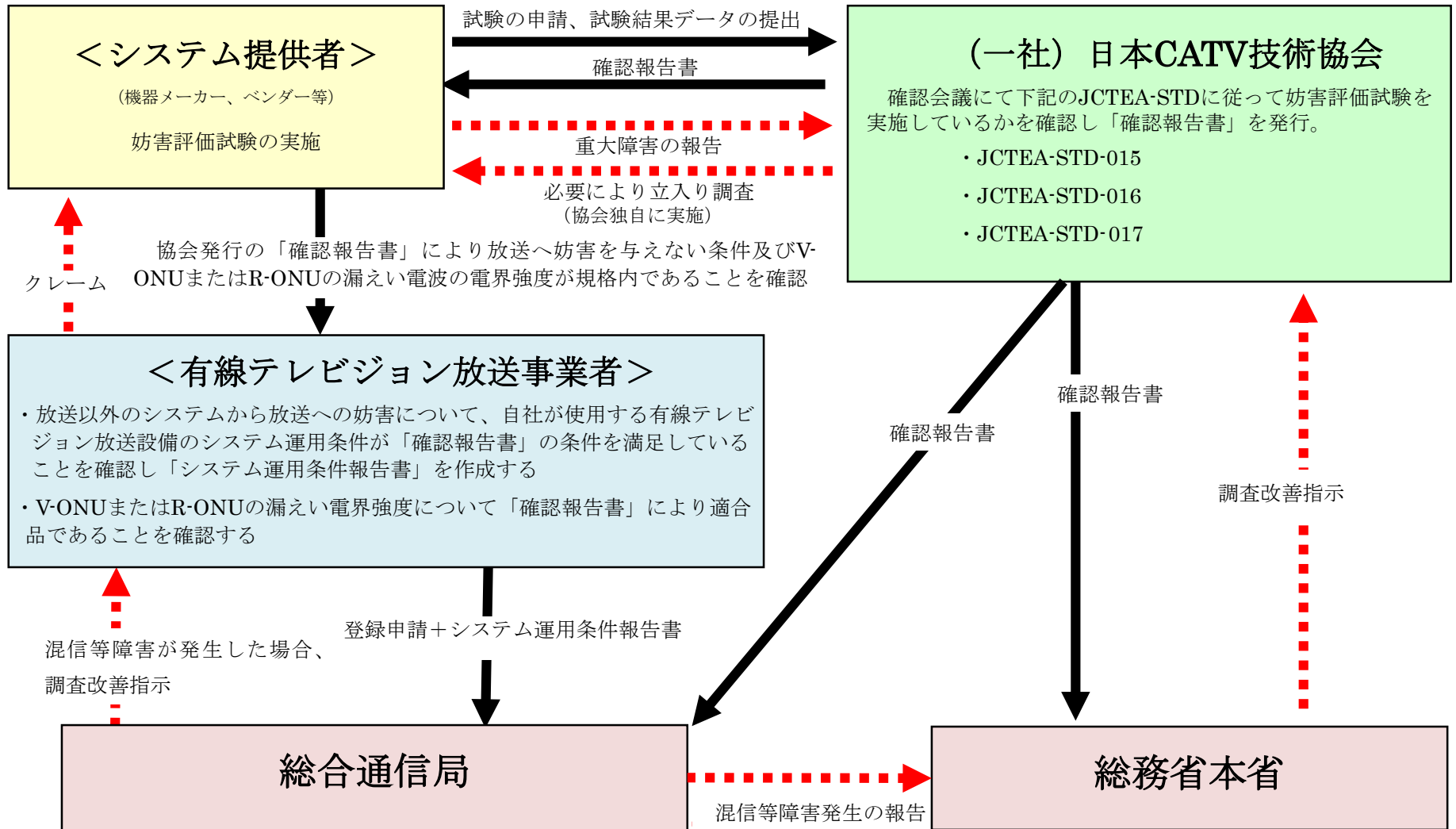
- 同等の試験施設としてテレビ信号や雑音など付加する
- 被試験装置の電磁波(妨害信号)レベルを可変して検知限を求める (BER法)
- スペクトルマスクと比較してマージンを求める (スペクトルマスク法)

4.放送への妨害評価試験項目 (STD-016-4.0による)

評価試験項目 放送方式		スプリアス妨害		ノイズ妨害		隣接チャンネル妨害		他の光波長からの妨害	
		ビット誤り率 (BER)	スペクトルマスク評価	ビット誤り率 (BER)	スペクトルマスク評価	ビット誤り率 (BER)	スペクトルマスク評価	ビット誤り率 (BER)	スペクトルマスク評価
標準デジタルテレビジョン放送方式	OFDM	○	○	○	○	○	○	○	○
デジタル有線テレビジョン放送方式	・ 64QAM ・ 256QAM	○	○	○	○	○	○	○	○
	OFDM (J.382)	▲	○	▲	○	▲	○	▲	○
標準衛星デジタルテレビジョン放送方式	TC8PSK	○	○	○	○	—	—	○	○
	16APSK	▲	○	▲	○	—	—	▲	○
広帯域伝送デジタル放送方式	QPSK	○	○	○	○	—	—	○	○

凡例<○：推奨する測定、▲：必要に応じて測定、—：対象外>

5.有線一般放送設備と同等の試験設備を用いた 有線一般放送への影響評価の手続



凡例： (← 通常)、 (← 障害発生時)、 確認報告書：妨害評価試験確認報告書

